

岩手県告示第414号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成19年5月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

施術者の氏名	施術者の開設する施術所		指定年月日
	名 称	所在地	
伊藤 庸一	伊藤治療院	一関市花泉町日形字町裏116番地2	平成19年5月1日
千葉 謙一	宮下順天堂	一関市宮下町7番地12	〃
古水 健吾	住田クーアハウス	住田町世田米字大崎33番地4	〃